

# 地方公共団体における オープンデータの推進状況

平成30年11月15日

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室  
総務省 情報流通行政局 情報流通振興課

# オープンデータとは

「オープンデータ」とは、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをいう。

- ① 営利目的、非営利目的を問わず**二次利用可能なルール**が適用されたもの
- ② **機械判読**に適したもの
- ③ **無償で利用**できるもの

[参考] 情報公開:「人」に公開  
オープンデータ:「プログラム」に公開 (越塚登 東京大学教授)

- 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化
- 行政の高度化・効率化
- 透明性・信頼の向上

# 政府決定（オープンデータ関係）

## 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）

### 第2 具体的施策

#### I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる

「フラッグシップ・プロジェクト」等 [3]「行政」「インフラ」が変わる

#### 1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）（3）新たに講ずべき具体的施策

##### iii) 官データのオープン化

- ・ 地方公共団体によるオープンデータの取組を質・量ともに促進していくため、民間企業等とのマッチング、職員の研修等の取組を一層充実させ、官民連携によるデータを活用した新サービス・新事業の創出・普及を支援する。

#### 2. まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ実現

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策 iii) 地域コミュニティの活力向上を通じた新たなまちづくり

- ・ 地方公共団体におけるデータ活用の実効性を最大化するため、自治体CIOの育成や地域におけるオープンデータリーダの育成に向けた研修を実施する。あわせて、オープンデータを活用した新たなサービス創出促進や「地域情報化アドバイザー」の派遣を通じ、ICTやデータ活用を通じた地域課題解決への支援を行う。

## 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）

### 第2部 官民データ活用推進基本計画

#### II 施策集 II-1-(2) オープンデータの促進【官民データ基本法第11条第1項及び第2項関係】

#### [No. 2-4] 地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進・地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化の推進

- ・ 平成29年12月に公開した、地方公共団体が公開することが推奨されるデータセットの拡充及び普及啓発を進めるほか、地方公共団体職員等向けの研修の実施、及びデータを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介等の取組を通じ、引き続き、平成32年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目標に推進。